

○松江城天守登閣料に関する規則

平成17年3月31日

松江市規則第189号

改正 平成17年7月12日規則第297号

平成25年3月18日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、松江城天守登閣料(以下「登閣料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(登閣券)

第2条 松江城天守(以下「天守」という。)に登閣しようとする者は、登閣料を納付し、登閣券を求めなければならない。ただし、登閣料を免除した者については、特に必要がある場合無料の登閣券を交付する。

(登閣料の割引)

第3条 条例別表第2第2号の表備考第1号に規定する登閣料の割引は、5割を限度として次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 他の観光施設等の管理者と共同で発行する共通割引券等を利用して登閣する場合

(2) 別に定める者が運営する交通機関を利用するものが別に定める乗車券等を提示して登閣する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、天守の登閣を促進するものとして特に必要と認める場合

(登閣料の免除)

第4条 次に掲げる者が天守に登閣する場合は、条例第19条第2号の規定により登閣料の全部を免除する。

- (1) 6歳未満の者
- (2) 松江市内の中学校、小学校、幼稚園及び保育園であつて教育上又は保育上の必要で教職員等が引率して登閣する場合の生徒、児童及び園児並びにその教職員等
- (3) 松江市高齢者福祉手帳の所持者
- (4) 松江市の職員で公務のため登閣する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年7月12日松江市規則第297号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。